

平成4年版労働経済の分析 参考資料
労働関係主要日誌

労働関係主要日誌

労働関係主要日誌

(平成3年5月1日～平成4年4月30日)

年・月・日	事 項
3. 5. 1	第62回メーデー。中央は昨年につき3会場に分裂、連合系式典で労働大臣、都知事が挨拶。
5. 2	中小企業の雇用管理改善のための支援施策等を内容とする「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を公布（8月1日施行）。
5. 8	1歳未満の子を養育する労働者は育児休業を取得することができること等を内容とする「育児休業等に関する法律」成立。
5. 13	日・ASEAN労働関係者三者構成交流計画に基づくフィリピン政労使三者構成ミッションが来日（～17日）。
5. 15	「育児休業等に関する法律」公布（法律第76号）。
5. 17	第43回婦人週間全国会議開催。
5. 18	第18回全国勤労青少年10マイルロードレース大会開催（～19日）。
5. 21	家内労働旬間（～31日）。
6. 1	平成3年度外国人労働者問題啓発キャンペーン月間（～30日）。
6. 1	第6回男女雇用機会均等月間（～30日）。
6. 1	「ほっとウィーク」キャンペーンを実施（～8月、都道府県で「ほっとウィークフォーラム」を実施するなど夏季における連続休暇の一層の普及促進に努める）。
6. 1	電気通信分野における専門的又は技術的な業務に従事する者の能力の向上を図ること等を内容とする「電気通信基盤充実臨時措置法」施行。

年・月・日	事 項
3. 6. 3	「第5次職業能力開発基本計画案」について中央職業能力開発審議会に諮問及び同審議会より答申。
6. 5	第78回ILO総会開催（ジュネーブ、～25日）。
6. 5	中労委、国営企業平成3年新賃金紛争事件について、加重平均8,383円、3.35%（定昇込み14,122円、5.64%）の仲裁裁定を関係労使に交付。
6. 7	「今後の石炭政策の在り方について」を石炭鉱業審議会が答申。
6. 14	経済審議会2010年委員会が「2010年への選択」を報告。
6. 17	労働統計・政策セミナー開催（～7月27日）。
6. 25	連合、労働大臣と会見、1991年度～92年度政策制度要求申入れ。
6. 28	第6回男女雇用機会均等推進全国会議開催。
6. 28	第31回技能五輪国際大会（アムステルダム、～7月5日）。
7. 1	第2回労働者派遣事業適正運営推進月間（～31日）。
7. 1	全国安全週間（～7日）。
7. 4	連合、総理大臣と「政労会見」実施、サミットへ向けての申入れ。
7. 19	平成3年度勤労青少年フォーラム開催（～20日）。
7. 20	平成3年度勤労青少年の日中央大会開催。
7. 26	平成3年度地域別最低賃金額改定の目安に関し、中央最低賃金審議会が答申。
7. 30	全国労働組合総連合（全労連）第5回定期大会開催。「すべての労働者を視野にいたした要求と運動の重視」、「経済闘争と政治闘争の結合」等を内容とする「1991年度運動方針」等を決定（～8月1日）。
8. 1	「地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律」を施行。

年・月・日	事 項
3. 8. 7	人事院が、国会及び内閣に対し、平成3年度の国家公務員（一般職）の給与改定等について、本年4月以降3.71%の引き上げ、期末・勤勉手当の引き上げ、本省庁課長補佐に対する特別調整額の支給、完全週休二日制の平成4年度できるだけ早い時期の実施等の勧告。
8. 7	国営企業給与関係閣僚会議、仲裁裁定について四現業すべてを政府限りで実施するとの方針を決定、9日の閣議で了解。
8. 10	国際障害者年10周年記念「第3回国際アビリンピック開催（国際身体障害者技能競技大会）」（香港、～14日）。
8. 15	「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく「労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針」を策定。
8. 29	婦人少年問題審議会に対して「育児休業等に関する法律施行規則案要綱」について諮問。
9. 1	障害者雇用促進月間（～30日）。
9. 17	外国人研修生受け入れの適正かつ効果的な実施の確保を目的とする（財）国際研修協力機構を設立。
9. 25	第12回全国技能士大会。
9. 26	平成3年度「ゆとり創造宣言都市」24市を発表。
9. 27	産業殉職者合祀慰霊式を挙る。
9. 28	第3回全国勤労者ふるさと交流会富山大会開催（～29日）。
9. 30	雇用均等フォーラム開催。
10. 1	労働者派遣事業、労働者募集広告等に係る苦情相談重点対応月間を10都道府県において実施（～31日）。
10. 1	育児休業制度普及促進月間（～31日）。

年・月・日	事 項
3. 10. 1	婦人少年問題審議会に対して、育児休業等に関する法律に基づく「事業主が講ずべき措置に関する指針案」について諮問。
10. 1	婦人少年問題審議会から、「育児休業等に関する法律施行規則案要綱」及び育児休業等に関する法律に基づく「事業主が講ずべき措置に関する指針案」について答申。
10. 1	高年齢者雇用促進月間（～31日）。
10. 1	全国労働衛生週間（～7日）。
10. 1	中小企業退職金共済制度加入促進強化月間（～31日）。
10. 1	中小企業「活力ある職場づくり推進月間」（～11月30日）。
10. 1	国際研修協力機構業務開始。
10. 5	第3回全国勤労者ふるさと交流会熊本大会開催（～6日）。
10. 8	「コース別雇用管理の望ましいあり方」を公表。
10. 15	「育児休業等に関する法律施行規則」（労働省令第25号）公布。
10. 15	育児休業等に関する法律に基づく「事業主が講ずべき措置に関する指針」（労働省告示第73号）告示。
10. 18	身体障害者雇用納付金の額の引き上げ等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び省令を公布（4年4月1日施行）。
10. 19	第3回全国勤労者ふるさと交流会島根大会開催（～20日）。
10. 21	仕事と育児に関するシンポジウム開催。
10. 23	仕事と老親介護に関するシンポジウム開催。
10. 23	高年齢者雇用について国民的コンセンサスを形成するための第1回長寿社会雇用問題懇話会を開催。
10. 23	資産格差と勤労者生活に関する研究会が報告書を公表。
10. 26	第5回全国勤労者釜石駅伝大会開催（～27日）。
11. 1	建設雇用改善推進月間（～30日）。

年・月・日	事 項
3. 11. 1	雇用保険「さわやか受給」推進月間（～30日）。
11. 1	第7回パートタイム労働旬間（～10日）。
11. 1	ゆとり創造月間（～30日、都道府県でゆとり創造シンポジウムを開催し、労働時間短縮好事列表彰等を実施）。
11. 1	職業能力開発促進月間（～30日）。
11. 5	平成3年度パートタイム労働に関するシンポジウム開催。
11. 8	建設雇用改善推進の集い開催。
11. 13	平成3年度卓越した技能者の労働大臣表彰式。
11. 19	人事院勧告の完全実施を閣議決定。
11. 20	平成3年度職業能力開発関係表彰式。
11. 20	平成3年度全国職業能力開発促進大会及び全国職業能力開発推進者経験交流プラザ（～21日）。
11. 21	最低賃金周知月間（～30日）。
11. 21	連合第2回定期大会、2年間の活動報告を了承し、山岸会長（再）、山田事務局長（再）などの新年度役員を選出するとともに、①1992～93年度運動方針②同予算③92春季生活闘争方針、等決定。「政治方針」は引き続き検討（～22日）。
11. 26	ILO第11回アジア地域会議（バンコク、～12月2日）。
11. 26	連合、総理大臣と会見、連合の新年度役員選出と宮澤新内閣の発足を踏まえ、対話路線の継承など要請。
11. 27	「雇用保険制度の適正な運営について」に関し、中央職業安定審議会に検討依頼。
12. 4	「障害者雇用対策の今後の方向について」を障害者雇用審議会が意見書。

年・月・日	事 項
3. 12. 5	中央職業安定審議会雇用対策基本問題小委員会において「看護・介護労働力確保のための総合的な対策について」の検討開始。
12. 12	第三次臨時行政改革推進審議会、技能実習制度の創設等を内容とする「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申」を総理に提出。
12. 17	連合、総理大臣と「政労会見」実施、政府の平成4年度予算編成に向けた、連合の重点政策課題を申入れ。
12. 17	経済審議会が「『世界とともに生きる日本—経済運営5か年計画—』の推進状況と今後の課題」と題する審議会報告を閣議報告。
12. 19	中央職業安定審議会が同審議会専門調査委員雇用保険部会報告を了承。
4. 1. 14	OECD雇用、労働、社会問題委員会労働大臣会議(パリ、～15日)。
1. 14	内閣総理大臣が新しい長期経済計画について経済審議会に諮問。
1. 16	「職業能力開発促進法の一部を改正する法律案要綱」について中央職業能力開発審議会に諮問。
1. 17	「看護・介護労働力確保のための総合的な対策の樹立について」について中央職業安定審議会が建議。
1. 20	雇用問題政策会議「人間尊重の時代にふさわしい新たな社会システムの構築にむけて」と題する提言を公表。
1. 22	第43回全国総合技能展(～24日)。
1. 23	「職業能力開発促進法の一部を改正する法律案要綱」について中央職業能力開発審議会より答申(3月6日同法案閣議決定、同日国会提出)。

年・月・日	事 項
4. 1. 25	オーストラリア政労使三者構成ミッションが来日（～2月1日）。
1. 29	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」等について、中央職業安定審議会が答申（2月3日同法案要綱について社会保障制度審議会答申、7日同法案閣議決定、10日同法案国会提出）。
1. 30	中央労働基準審議会が労働大臣に対し労働時間の短縮の促進に関する施策充実について建議。
1. 30	「労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案要綱」について中央労働基準審議会が答申（2月14日同法案閣議橋定、18日同法案国会提出）。
2. 1	出稼労働者福祉推進旬間（～10日）。
2. 5	「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案要綱」について中央職業安定審議会が答申（14日同法案閣議決定、18日同法案国会提出）。
2. 7	「労働生産性の国際比較」を公表。
2. 10	炭坑離職者臨時措置法の一部改正を含む「石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案」を労働省及び通商産業省が共同で国会提出（7日閣議決定）。
2. 15	第3回全国勤労者ふるさと交流会兵庫大会開催（～16日）。
2. 21	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について障害者雇用審議会が答申（3月6日同法案閣議決定、7日国会提出）。

年・月・日	事 項
3. 3	「看護婦等の人材確保の促進に関する法律案要綱」について中央職業安定審議会が答申（6日同法案閣議決定、7日同法案を文部省、厚生省及び労働省が共同で国会提出）。
3. 3	「地域ソフトウェア供給力開発事業に係る事業計画」（3団体より申請）を承認（通商産業省との共管事業）。
4. 3. 4	連合国営企業関係6組合（公労協系4日、全官公系6日）が中労委に賃金格差是正問題に関し調停を申請（25日調停委員長が平成4年新賃金交渉の中でのさらなる協議を勧告）。
3. 6	第11回一級技能士全国技能競技大会（技能グランプリ）（～9日）。
3. 10	千葉労災特別介護施設「ケアプラザ四街道」開所。
3. 10	身体障害者雇用率未達成企業名の公表（4社）。
3. 11	業種ごとの実情に応じた事業主の共同の取り組みを推進するための労働時間短縮実施計画の承認制度等を内容とする「労働時間の短縮の促進に関する法律（仮称）案要綱」について中央労働基準審議会が答申（4月24日同法案閣議決定、同日同法案国会提出）。
3. 11	国民生活審議会総合政策部会が「省資源・省エネルギー型生活推進委員会報告『知恵のある豊かさを一新しい視点と発想による省資源・省エネルギーを目指して』」を了承。
3. 20	雇用政策研究会「労働力需給の展望と課題」を公表。
3. 23	雇用審議会に対し、第7次雇用対策基本計画策定に向けての審議を要請。
3. 27	雇用保険及び国庫負担率の暫定的引き下げ、失業給付の改善等を内容とする「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」が成立（3月31日公布）。

年・月・日	事 項
3. 27	「石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律」が成立（31日公布）。
3. 31	「労働組合法17条研究会」が報告書を公表。
4. 3. 31	「第2次女子労働者福祉対策基本方針（案）」について婦人少年問題審議会に諮問。
4. 1	「育児休業等に関する法律」施行。
4. 10	「中小企業労働福祉推進会議」中間報告書公表。
4. 10	外国人技能実習制度（案）発表。
4. 10	第44回婦人週間（～16日）。
4. 13	「産業別労働力確保問題懇話会」報告書公表。
4. 13	連合、総理大臣と「政労会見」実施、当面の重要課題（①効果的な景気対策の推進、②国民生活重視の政策・制度の改善、③官公労働者の労働条件の改善）を申入れ。
4. 15	経済審議会「新しい経済計画の基本的考え方と検討の方向」と題する中間報告を公表。
4. 16	「勤労者総合生活指標」の試算結果を公表。
4. 17	国営4企業関係7組合（うち1組合16日）が中労委に平成4年新賃金紛争事件調停を申請（23日調停委員長見解提示、調停不調、5月6日仲裁移行決議）。
4. 22	「第2次女子労働者福祉対策基本方針（案）」について婦人少年問題審議会が答申。
4. 24	障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則並びにその実施について定めたILO第159号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約）の批准について国会で承認される。

平成4年版労働経済の分析 参考資料

勤労者総合生活指標の試算について

1 勤労者総合生活指標の概要

勤労者生活の実態を総合的に把握し、「生活大国」実現に向けての勤労者生活向上のための対応の判断資料として活用するため、勤労者総合生活指標を試算した。

これは、勤労者生活の各領域の改善度を表す5本の指数から成る。それぞれの指数は、各領域の実態を的確に表すと考えられる統計資料をいくつか選択し、それらを統合化することによって作成した(採用統計資料34種類、採用統計については第3表参照)。さらに、これらの各領域の指数を統合化した総合指数を作成した。

作成に当たっては、勤労者生活を次の5つの領域(大カテゴリー)に分けた。

- I 雇用の確保・安定
- II 所得・家計・消費
- III 労働環境
- IV 能力開発
- V 資産・住宅

なお、統合化に当たっては、各指標の変動を標準化しており、変動幅の絶対水準には意味はないことに注意されたい。採用した統計資料には年ごとの変動が大きいものやそうでないものが混じっているもので、これを単純に平均すると、全体の指数の動きが、変動の大きい統計に引つ張られてしまう危険がある。そこで、こうした影響を取り除くため、採用した全ての統計資料についてそれぞれの前年比が平均2%となるように標準化したうえで統合化した。この2%という数値に特に意味はない。したがって、今回試算した指数は、時系列的にみて伸びているか下がっているか、あるいは、以前と比べて伸びが高まったかどうかをみるものであり、例えば、GNPの伸びとどちらが大きいかといったような絶対水準の比較に用いるのは適切でない。(試算方法については、3試算方法を参照)

平成4年版労働経済の分析 参考資料

勤労者総合生活指標の試算について

2 試算結果

指標を試算した結果、次のような特徴がみられる。

(1)総合指数は、今回の指標の作成開始時である昭和51年から一貫して上昇しており、全体としては勤労者生活が向上してきていることを示している(第1図、第1表)。

(2)今回の景気拡大期以降に1人当たりGNPの伸び率が概して高まっている(経済成長率が高まっている)が、総合指数の変化率(勤労者生活の改善度)の方にはそれに見合うほどの高まりがみられない(第2図、第2表)。つまり、1人当たりGNPの伸びの高まりは、必ずしも勤労者生活の向上のテンポを速めることを意味しない。

(3)また、1人当たりGNPの伸び率と総合指数の変化率の動きを比べてみると、1人当たりGNPの伸び率が高いときに必ずしも総合指数の変化率が大きいとは限らない(第2図、第2表)。これには、次のような要因が考えられる。

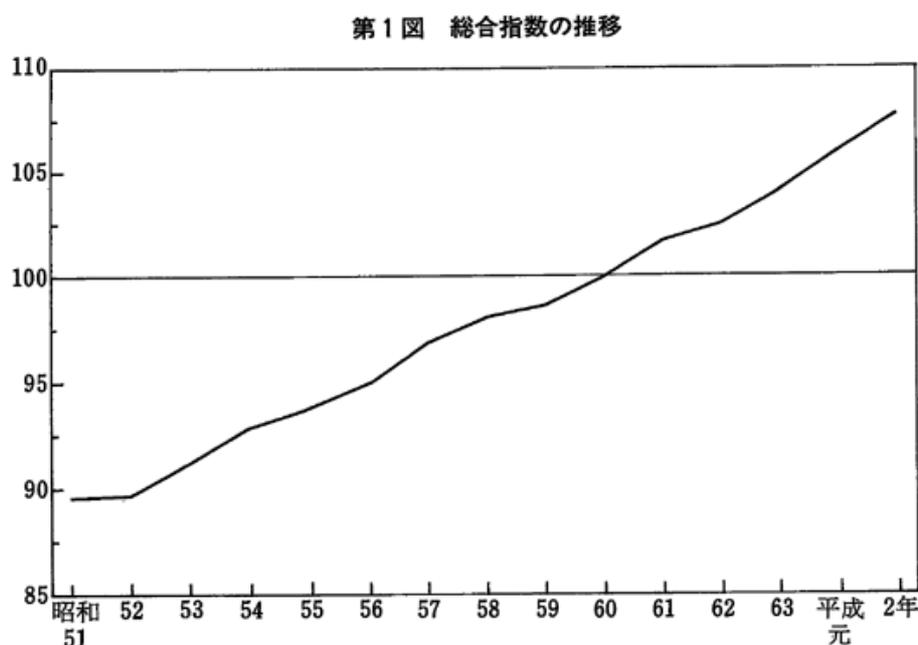
1)一般的に、景気の動向が雇用の動向や勤労者所得に波及するまでに時間的なずれがあること。

2)例えば昭和59年にみられるように、1人当たりGNP伸び率が上昇しても残業時間や労働災害の増加のため総合指数の変化率が小さくなる場合があること。

3)例えば、昭和62年や平成2年にみられるように、住宅取得価格の上昇のために総合指数の変化率が小さくなる場合があること。

(4)昭和60年を基準とした改善度を各領域ごとにみると、ここ数年の労働時間短縮の動きを反映し、労働環境の改善が大きい。他方、首都圏を中心とした住宅取得の困難化を反映し、資産・住宅の領域の改善が相対的に遅れている(第3図、第4図、第1表)。

第1図 総合指数の推移



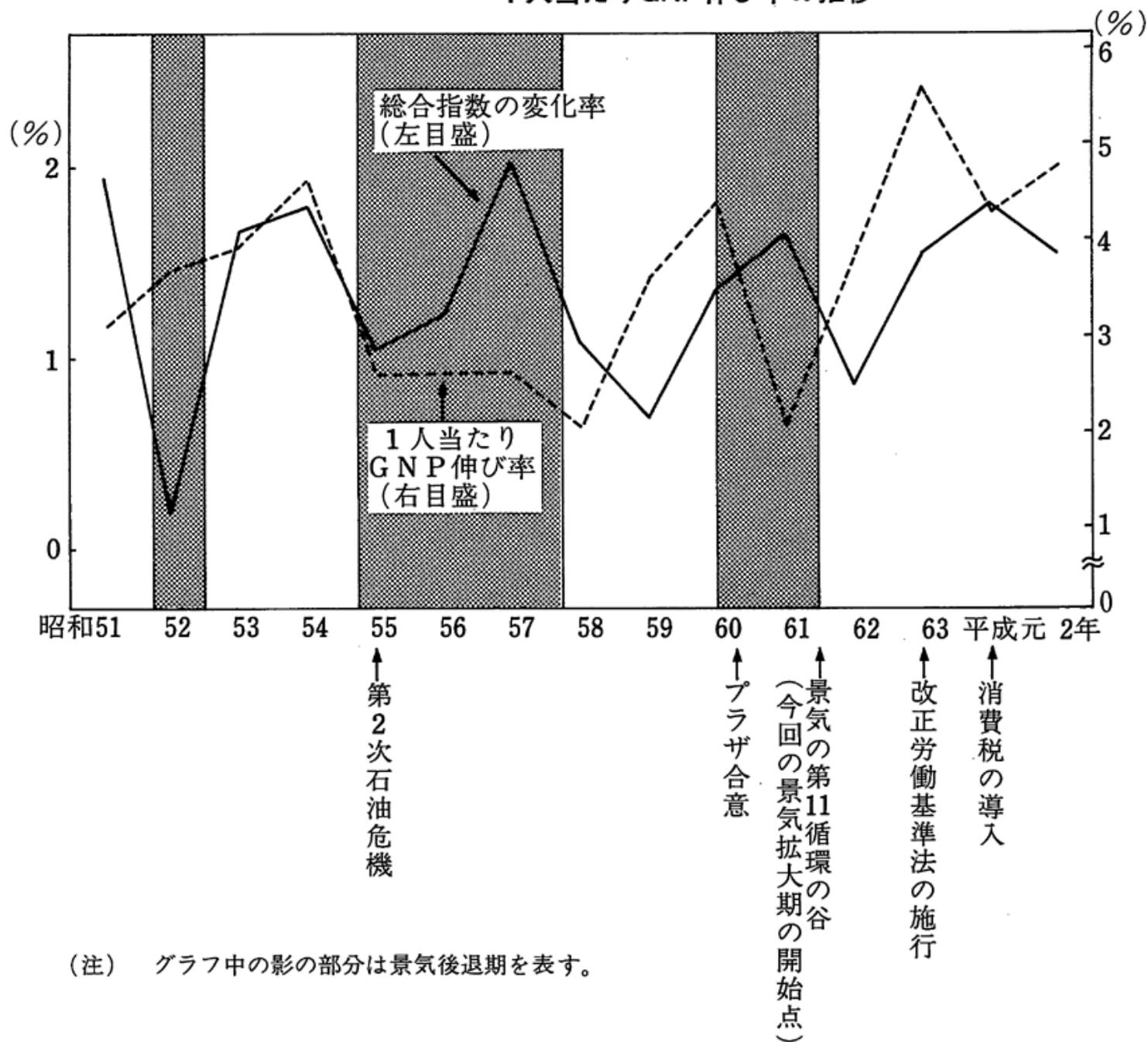
第1表 各領域別指数の推移

第1表 各領域別指数の推移

	総合	領域 I	領域 II	領域 III	領域 IV	領域 V
昭和51年	89.6	99.7	87.4	93.0	91.8	88.6
52	89.7	98.5	89.4	92.1	89.7	90.7
53	91.2	97.8	92.7	93.4	92.0	90.7
54	92.9	100.9	94.4	93.4	93.9	91.1
55	93.8	101.4	92.3	94.8	95.4	93.2
56	95.0	100.4	94.2	95.9	96.8	94.1
57	96.9	99.8	96.9	97.9	98.1	95.9
58	98.0	98.7	98.0	98.0	101.3	96.8
59	98.6	99.2	98.8	96.9	103.1	97.8
60	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
61	101.7	98.0	101.5	102.7	101.6	102.2
62	102.5	99.5	102.8	103.1	102.9	101.5
63	104.1	103.7	104.2	103.2	104.0	101.2
平成元	106.0	105.9	104.1	105.8	104.7	102.7
2	107.7	107.6	104.6	109.2	105.8	102.3

第2図 総合指数の変化率及び1人当たりGNP伸び率の推移

第2図 総合指数の変化率及び
1人当たりGNP伸び率の推移



(注) グラフ中の影の部分は景気後退期を表す。

第2表 1人当たりGNPの伸び率と勤労者総合生活指標(総合指数)の変化率

第2表 1人当たり GNP の伸び率と勤労者総合生活指標 (総合指数) の変化率
(単位 %)

	1人当たり GNPの 伸び率	総合指数の 変化率
昭和51年	3.11	1.95
52	3.71	0.16
53	3.94	1.65
54	4.65	1.79
55	2.63	1.04
56	2.62	1.22
57	2.65	2.02
58	2.07	1.07
59	3.59	0.68
60	4.43	1.38
61	2.09	1.65
62	3.76	0.86
63	5.63	1.54
平成元	4.32	1.80
2	4.78	1.54

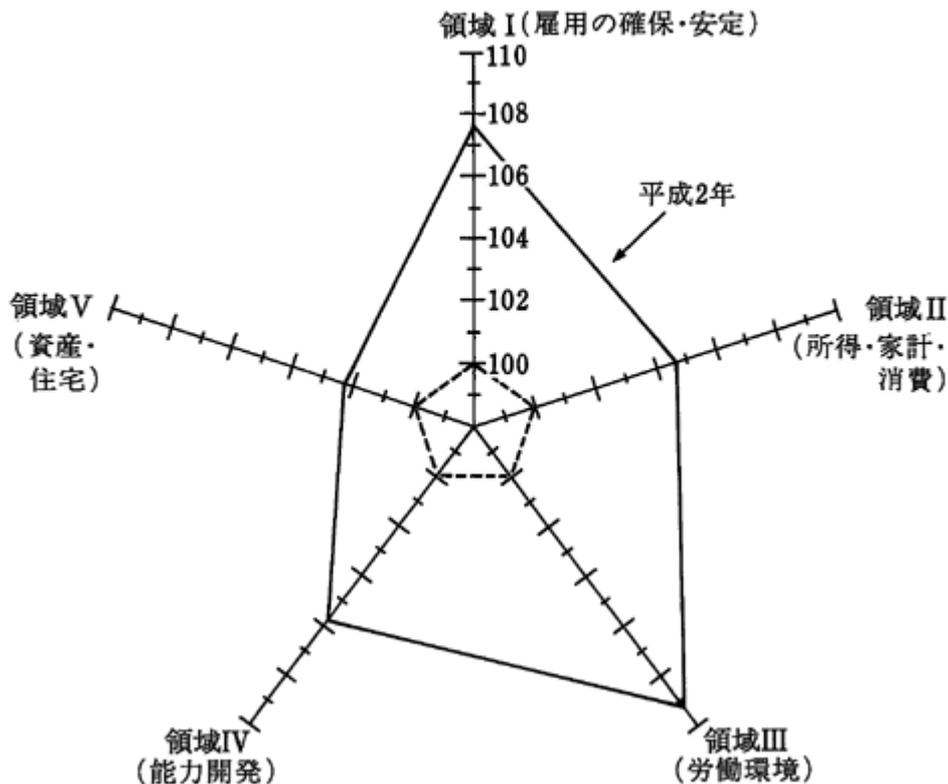
平成4年版労働経済の分析 参考資料
 勤労者総合生活指標の試算について
 3 試算方法
 [作成手順]

指標の作成方法としてはC.I.(コンポジット・インデックス)方式を用いる。

その前段階として、勤労者生活を5つの大カテゴリー(I、II…)に分割して、その下により具体的な小カテゴリーを設けた。それぞれの小カテゴリーごとにそのカテゴリーの標題をよく説明し、価値基準が比較的明確な系列を選択して(1~5系列程度)、各系列を標準化する。標準化に当たっては、まず各系列(it,)ごとに月々の対称変化率(Cit)を次式に基づき計算する(すでに変化率で表されている系列等については差をとる。)。その際、値が小さくなるほど勤労者生活が改善したとみることができる系列については、その方向をそろえるため、マイナスをかける。

第3図 各領域別の改善度

第3図 各領域別の改善度
 (平成2年、昭和60年=100)



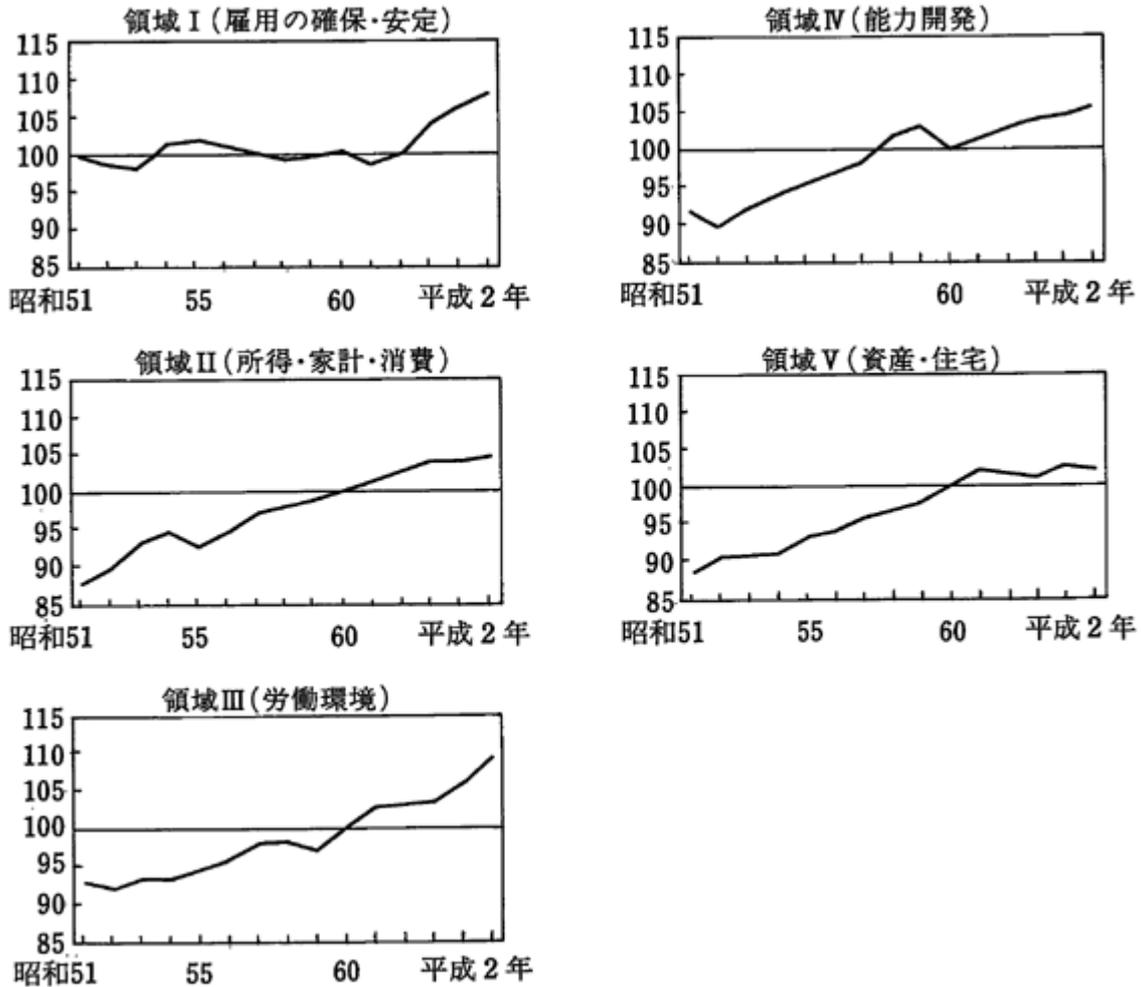
(値が大きくなるほど勤労者生活が改善したとみなす系列)

数式

$$Cit = \frac{200 \times (d_{it} - d_{it-1})}{d_{it} + d_{it-1}} \quad (\text{or } Cit = d_{it} - d_{it-1})$$

第4図 各領域ごとの指数

第4図 各領域ごとの指数



(値が小さくなるほど勤労者生活が改善したとみなす系列)

数式

$$Cit = -\frac{200 \times (d_{it} - d_{it-1})}{d_{it} + d_{it-1}} \quad (\text{or } Cit = -(d_{it} - d_{it-1}))$$

続いて、個々の変化率の系列をそれら変化率の長期的な(昭和50年以降のデータを用いることとする。欠損値がある場合については後述。)絶対値の平均(Ai)で除し、標準化する。これにより、全ての系列が同じ基準に直され、変化の激しい系列が指数を左右することを防ぐことができる。

数式

$$Sit = \frac{Cit}{Ai} \quad \text{ここで } Ai = \frac{1}{N-1} \sum_{t=2}^N |Cit|$$

(Nは年数、Aiを個別系列の標準化因子、Sitを標準化変化率と呼ぶ。)

次に、各系列の標準化変化率を、適当なウェイトをつけて加重平均する(経済企画庁やOECDのCI及び経済企画庁のNSI(国民生活指標)ではウェイトづけを行っていない。今回の勤労者総合生活指標のウェイトについては、明らかに内容的に重複する系列を採用する場合にのみ当該系列のウェイトが過剰にならないよう工夫した。)。なお、次式で冒頭に2を乗じているのは、標準化変化率の変動幅がプラスマイナス2%の範囲で動くようにするためのものである。

数式

$$Rt = 2 \times \left(\sum_{i=1}^K Sit \cdot Wi \right) / \sum_{i=1}^K Wi$$

(Rtは各小カテゴリーごとの平均変化率、Kは当該小カテゴリーにおける系列数、Wiはウェイト)

このようにして算出した各小カテゴリーごとの平均変化率を、基準年(昭和60年とする)を100とした指数に変換する。

$$I_t = I_{t-1} \cdot \frac{200+Rt}{200-Rt} \quad (\text{or } I_{t-1} = I_t \cdot \frac{200-Rt}{200+Rt} \quad \text{ただし } I_{t=\text{昭和60年}} = 100)$$

この指数(I_t)を小カテゴリーごとの指数とする。

同様に、1つの大カテゴリーに属するそれぞれの小カテゴリーごとの指数の平均変化率を再びその長期的な絶対値の平均で除して標準化し、この標準化した小カテゴリーごとの指数を単純平均した上で、基準年(昭和60年)を100とした指数に変換したものを、当該大カテゴリーの指数とする。

同様の手順で、大カテゴリーごとの平均変化率を再び標準化し、その単純平均を指数化したものを総合指数とする。

平成4年版労働経済の分析 参考資料

勤労者総合生活指標の試算について

3 試算方法

[欠損値の扱い]

以上の計算は昭和50年から毎年のデータが揃うことを前提としているが、系列によっては数年に1度しか発表されないことや古い数値がないことなどにより欠損値がある場合がある。その補正については、中間値の欠損の場合は直線補正を行う。50年まで遡れない系列については補外を行わない。

直近の発表後の欠損年の補外については、中間補正後の直近5年間の変化率の平均をもって補外延長した。

第3表 各領域で採用した系列

第3表 各領域で採用した系列

I 雇用の確保・安定

・雇用失業率	総務庁「労働力調査」より加工
・有効求人倍率	労働省「職業安定業務統計」
・年齢間ミスマッチ指標(1/2)	労働省「職業安定業務統計」より加工
・職種間ミスマッチ指標(1/2)	労働省「職業安定業務統計」より加工
・雇用保険受給資格決定件数（給付制限なし）	労働省「雇用保険事業統計」
・事業主都合解雇者数（対雇用保険適用者数比）	労働省「雇用保険事業統計」より加工
・常用労働者に占める経営上の都合による離職者比率	労働省「雇用動向調査」より加工

II 所得・家計・消費

・現金給与総額（実質賃金指数）	労働省「毎月勤労統計調査」
・勤労者世帯の実質可処分所得	総務庁「家計調査」、総務庁「消費者物価指数」
・消費者物価指数上昇率	総務庁「消費者物価指数」

III 労働環境

・労働災害度数率（事業所規模100人以上）	労働省「労働災害動向調査」
・労働災害強度率（事業所規模100人以上）	労働省「労働災害動向調査」
・年間総実労働時間指数（事業所規模30人以上）	労働省「毎月勤労統計調査」
・通勤時間(1/8)	NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」

IV 能力開発

・短大・大学の学齢年齢人口当たり入学者	文部省「学校基本統計調査」、総務庁「推計人
---------------------	-----------------------

数	口より加工
・学生数・大学短大教員数比率	文部省調べ
・学齢年齢人口に占める専修学校学生数 (1/2)	文部省「学校基本統計調査」、総務庁「推計人口」より加工
・学齢年齢人口に占める各種学校学生数 (1/2)	文部省「学校基本統計調査」、総務庁「推計人口」より加工
・公共職業訓練校数(1/3)	労働省職業能力開発局業務統計
・公共職業訓練受講率(養成訓練)(1/3)	労働省職業能力開発局業務統計、総務庁「労働力調査」より加工
・公共職業訓練生・指導員数比率(1/3)	労働省職業能力開発局業務統計
・企業内教育訓練実施事業所割合	労働省「民間教育訓練実態調査」
・実質1人当たり月間教育訓練費	労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、総務庁「消費者物価指数」より加工
・雇業者1人当たりの実質生涯能力開発給付金支給額	労働省職業能力開発局調べ、総務庁「労働力調査」より加工
・能力再開発訓練(公共)受講率	労働省職業能力開発局調べ、総務庁「労働力調査」より加工

V 資産・住宅

・勤労者世帯の金融資産(貯蓄残高一負債、実質)対月収比	総務庁「貯蓄動向調査」、総務庁「消費者物価指数」より加工
・勤労者世帯持家比率	総務庁「家計調査」
・民間分譲一戸建住宅単位面積当たり価格(全国)の年収比(勤労者世帯)	国民金融公庫調べ、総務庁「家計調査」より加工
・首都圏マンションの単位面積当たり平均分譲価格の対勤労者世帯年収比	佛不動産経済研究所調べ、総務庁「貯蓄動向調査」より加工
・政令指定都市における1人当たり公園面積	建設省調べ
・上水道普及率	厚生省水道環境部調べ
・し尿水洗化率	厚生省「日本の廃棄物処理」
・持家の1人当たりスペース	建設省「住宅統計調査」
・騒音苦情処理件数	公害等調整委員会「公害苦情件数調査」

(注) ()内はウエイト。